

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

南種子町では、経済的な理由でお困りの保護者に対して、前年度の所得状況などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品の購入費などを援助しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 南種子町に住所（住民票上の住所）を有しており、南種子町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護法に基づく保護の停止または廃止となった方
 - ・ 町民税が非課税または減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免、国民年金の掛金の減免を受けている方
 - ・ 国民健康保険税に基づく保険料の減免または徴収の猶予されている方
 - ・ 児童扶養手当の支給または生活福祉資金の貸付を受けている方
 - ・ 学用品や通学用品等に不自由しており、学校納付金等の納付が困難な方等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方
 - ・ その他経済的な理由で就学が困難であると認められた方
（提出された申請書及び所得証明書等資料を基に算定し判断します）



（参考）

世帯人員別認定所得基準額【目安】……（世帯員の年齢等により変わります）

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人
所得金額	1,620,000円	2,150,000円	2,790,000円	3,100,000円	3,420,000円

※ 所得金額については、源泉徴収票や確定申告を行った書類等で確認することができます。

※ 上記以外の世帯員数の場合の所得金額については、南種子町教育委員会へお問い合わせください。

○ 援助内容・金額等について

費 目 名	内 容	援助金額(年額)		備 考
		小学校	中学校	
① 学 用 品 費 等	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円	定額
② 通 学 用 品 費	通常必要とする通学用品の購入費	2,270円	2,270円	定額(1学年を除く)
③ 新入学児童生徒 学 用 品 費	入学にあたり通常必要とする学用品 の購入費	57,060円	63,000円	定額
④ 修 学 旅 行 費	修学旅行に直接係る交通費等	25,000円	48,000円	定額
⑤ 校 外 活 動 費	校外活動に直接係る交通費等	1,600円	—	実費
⑥ 学 校 給 食 費	学校給食に要した給食費	—	—	無償
⑦ 医 療 費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	実費

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する（予定の）学校宛に提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については南種子町教育委員会において行い、審査結果については、小学校新1年生の方については3月までに、それ以外の方については4月中に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 援助費は、「援助内容・金額等について」で記載している援助費目のうち、①②が各学期末（7月・12月・3月）に、③⑤は3月に、④は実施前に支給します。⑦は各医療機関へ直接支給します。

○ 問合せ先

南種子町教育委員会管理課

〒891-3701 南種子町中之上 2793 番地 1

TEL 0997-26-1111（内線 223）